

特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

一 省略

二 当該法人が、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する改善措置についての計画（当該法人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。）に係る同法第五条第一項の認定を受けた法人のうち素材生産業を営む森林組合若しくは森林組合連合会又は主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該法人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業年度をいう。

一 省略

二 前項第二号に掲げる場合、同号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した

に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

一 同上

二 当該法人が、平成五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業経営改善計画で政令で定めるもの（以下この号において「林業経営改善計画」という。）に係る同項の認定を受けた法人のうち相当の規模の林業を営む者として政令で定めるもので、当該林業経営改善計画に従つて同条第二項第二号に規定する林業経営の規模の拡大を行つていることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該法人が当該林業経営改善計画に係る認定前に他の林業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな林業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

三 当該法人（前号に掲げる場合に該当する法人を除く。）が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する改善措置についての計画（当該法人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十一条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。）に係る同法第五条第一項の認定を受けた法人のうち素材生産業を営む森林組合若しくは森林組合連合会又は主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、林業用の機械及び装置（当該法人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。）

2 同上

一 同上

二 前項第二号及び第三号に掲げる場合、同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開

日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）

3・4 省略

（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた漁業者であるもの（当該認定が政令で定める認定である場合には、政令で定める法人を含む。）が、供用期間内の日を含む各事業年度終了の日において当該認定に係る同項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する漁船のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の前四年以上以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該法人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時に供されたもの）（取得してその用に供されたものに限る。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該漁船の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十四に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額を加算した金額）とする。

2・4 省略

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第四十七条 法人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場

始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）

3・4 同上

（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた漁業者であるもの（当該認定が政令で定める認定である場合には、政令で定める法人を含む。）が、供用期間内の日を含む各事業年度終了の日において当該認定に係る同項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する漁船のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の前四年以上以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該法人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時に供されたもの）（取得してその用に供されたものに限る。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該漁船の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十四に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額を加算した金額）とする。

2・4 同上

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第四十七条 法人が、平成七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び次項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該優良賃貸住宅の償却限

合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時に於いて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている特定優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受

度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時に於いて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ 次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1) 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2) 建築基準法第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの

2 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた

第一項の規定）の適用を受けている優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた

けた場合には、同条第一項に規定する特定優良賃貸住宅の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該特定優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 7 省 略

(特定再開発建築物等の割増償却)

第四十七条の二 省 略

2 省 略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 四 省 略

五 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する構築物で政令で定めるもの

4 5 省 略

(倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人が、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取り得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五

場合には、同条第一項に規定する優良賃貸住宅の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 7 同 上

(特定再開発建築物等の割増償却)

第四十七条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 四 同 上

五 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域その他これらに類する区域として政令で定める区域内に建築し、又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留する構築物（政令で定める規模のものに限る。）

4 5 同 上

(倉庫用建物等の割増償却)

第四十八条 青色申告書を提出する法人が、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち当該地区又は区域の区分に応じて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取り得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供

年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

254 省 略

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法（以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」という。）第四條第一項に規定する経営革新計画（中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第二項第五号に規定する負担金

した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

254 同 上

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第五十二条 同 上

一 同 上

二 中小企業経営革新支援法第四條第一項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する経営革新計画（中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同法第四條第三項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の承認を受けた中小企業経営革新支援法第二条第二項に規定する組合等若しくは沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等又は中小企業経営革新支援法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第三項の承認を受けた同条第一項に規定する特定組合等 同法第九条第二項（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される場合及び中

三 省略
2 省略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の三第一項、第四十四条の四若しくは第四十四条の六から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

257 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省略

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十二条の十から第四十四条の四まで又は第四十四条の六から第四十八条までの規定

三・四 省略

2 省略

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。)が、昭和四十八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間(以下この項及び第九項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年

小企業経営革新支援法第十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する負担金

三 同上

2 同上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条の二まで、第四十四条の三第一項又は第四十四条の四から第四十八条までの規定(次項において「特別償却に関する規定」という。)の適用を受けたもの(次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。)につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

257 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第五十三条 同上

一 同上

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで又は第四十二条の十から第四十八条までの規定

三・四 同上

2 同上

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。)が、昭和四十八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(以下この項及び第九項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年

度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式会社等（以下この条において「特定株式会社等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式会社等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式会社等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式会社等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式会社等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	株式会社等	割合
一、四 省略	省略	省略

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資源開発事業法人 法人でその現に行っている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）、金属鉱物その他の政令で定める資源をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発又は採取（採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。）の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）に限られているもの（国営の法人を除く。）並びに資源開発事業等を行つて外国政府及び国営の法人をいう。

度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式会社等（以下この条において「特定株式会社等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式会社等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式会社等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式会社等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式会社等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	株式会社等	割合
一、四 同上	同上	同上

2 同上

一 資源開発事業法人 法人でその現に行っている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）、金属鉱物、飼料用穀物その他の政令で定める資源をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発（栽培その他これに類する行為を含む。以下この項において同じ。）又は採取（採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。）の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）に限られているもの（国営の法人を除く。）並びに資源開発事業等を行つて外国政府及び国営の

二 省略

三 資源探鉱事業法人 第一号の資源開発事業法人のうち、現に行つてゐる事業が資源の探鉱等（資源の探鉱その他の政令で定める行為をいう。次号において同じ。）の事業に限られてゐるもの（国営の法人を除く。）並びに当該事業を行つてゐる外国政府及び国営の法人をいう。

四 七 省略

3 27 省略

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）

（内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 16 省略

第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十八年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）（内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度

法人をいう。

二 同上

三 資源探鉱事業法人 第一号の資源開発事業法人のうち、現に行つてゐる事業が資源の探鉱等（資源の探鉱、育苗その他の政令で定める行為をいう。次号において同じ。）の事業に限られてゐるもの（国営の法人を除く。）並びに当該事業を行つてゐる外国政府及び国営の法人をいう。

四 七 同上

3 27 同上

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）

（内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 16 同上

第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十六年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）（内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度

を除く。)において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場(以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場(合併(適格合併を除く。))又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。)につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額(当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九條の六第一項(同法第十五条の四において準用する場合を含む。))の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立によるものを除く。)につき同法第八条の五第七項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。))の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。次項及び第三項において「維持管理積立金」という。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 省 略

7 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。))の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の

を除く。)において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場(以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場(合併(適格合併を除く。))又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。)につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。))の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額(当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九條の六第一項(同法第十五条の四において準用する場合を含む。))の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立によるものを除く。)につき同法第八条の五第七項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。))の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。次項及び第三項において「維持管理積立金」という。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 同 上

7 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により環境事業団に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。))の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定都市鉄道整備準備金)

第五十六条 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)第四条に規定する認定事業者であるものが、適用事業年度において、同法第三条第一項の認定(平成十七年九月三十日まで)に受けたものに限り、)に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(同法第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「整備事業計画」という。)に定められた同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この条において「特定都市鉄道工事」という。)に係る同法第二条第三項に規定する工事費(以下この項及び第十一項において「工事費」という。)の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同法第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額(同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業(以下この条において「鉄道事業」という。))の全部の移転(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。)を受けた日を含む事業年度にあつては、第六項第二号に定める金額に相当する金額を含む。

二 当該事業年度終了の日における当該法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の十分の四に相当する金額(第三項において「累積限度額」という。)から前事業年度(当該法人の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度

(特定都市鉄道整備準備金)

第五十六条 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。))又は分割型分割(適格分割型分割を除く。)により鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業(以下この条において「鉄道事業」という。)の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。)において、特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(同法第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「整備事業計画」という。)に定められた同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この条において「特定都市鉄道工事」という。)に係る同法第二条第三項に規定する工事費(以下この項及び第十項において「工事費」という。)の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が特定都市鉄道整備促進特別措置法第六条第一項の規定により同法第二項に規定する指定法人に当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備積立金として積み立てる金額のうち当該事業年度の旅客運送収入に対応する金額として政令で定める金額に相当する金額(同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の鉄道事業の全部の移転(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。))を受けた日を含む事業年度にあつては、第五項第二号に定める金額に相当する金額を含む。

二 当該事業年度終了の日における当該法人の当該整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額の二分の一に相当する金額(次項において「累積限度額」という。)から前事業年度(当該法人の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度

以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「連結特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第三項から第五項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）をいう。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む事業年度後の各事業年度終了の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度終了の日）において、前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれか早い日を含む事業年度の翌事業年度開始の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれ

以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金の金額（以下この号において「連結特定都市鉄道整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定都市鉄道整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに次項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額が当該整備事業計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人の次に掲げる日のうちいずれか早い日を含む事業年度後の各事業年度終了の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれか早い日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度終了の日）において、前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額がある場合には、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、当該いずれか早い日を含む事業年度の翌事業年度開始の日（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該いずれ

か早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度（当該いずれか早い日を含む連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該翌日を含む事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第五項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

5| 省略

6| 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・三 省略

四 前三項、前三号、次項及び第八項の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7| 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の

か早い日を含む連結事業年度の翌連結事業年度（当該いずれか早い日を含む連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該翌日を含む事業年度）開始の日）における当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項の規定により益金の額に算入することとされる金額（当該いずれか早い日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第四項の規定により益金の額に算入することとされる金額を含む。）の合計額を除く。）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を超える場合には、当該金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 同上

5| 同上

6| 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の

一・三 同上

四 前三項、前三号、次項及び第七項の場合以外の場合において特定都市鉄道整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定都市鉄道整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7| 第一項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八條の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定都市鉄道整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の

日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項の規定は、適用しない。

8| 第一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項の規定は、適用しない。

9| 第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10| 省 略

11| 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、第一項に規定する適用事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に同項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12| 省 略

13| 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄

日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定都市鉄道整備準備金の金額については、第二項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項の規定は、適用しない。

7| 第一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項の規定は、適用しない。

8| 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9| 同 上

10| 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11| 同 上

12| 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄

道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格合併により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合(第六十八条の四十七第七十二項前段に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

14| 第一項又は第十一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合(同条第十三項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額)とみなす。

15| 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十三項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十三項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

16| 第一項又は第十一項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場

道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格合併により合併法人に鉄道事業の全部を移転した場合(第六十八条の四十七第七十一項前段に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

13| 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合(同条第十二項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額)とみなす。

14| 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十七第七十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

15| 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場合

合（同条第十五項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

17] 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十五項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

18] 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合（同条第十七項前段に規定する場合を除く。）には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

19] 第五十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

20] 第九項及び第十項に定めるもののほか、第一項から第八項まで及び第十一項か

（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額）とみなす。

16] 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、同条第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、「第三項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十七第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

17] 第一項又は第十項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合（同条第十六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

18] 第五十五条第二十三項から第二十五項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第二十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

19] 第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十項から

ら前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(ガス熱量変更準備金)

第五十六条の三 省 略

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出(同条第二項の規定による届出を含む。)に係るガスの供給計画(政令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ。)に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日(当該着手する日から当該ガスの供給計画に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更の完了する日(以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。))までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。)前五年以内に終了する事業年度のうち政令で定める事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除く。))の日の前日を含む事業年度を除く。)をいう。

3 11 省 略

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物(以下この条において「鉱物」という。)に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2 青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの(以下この条において「国内鉱業者」という。)が、昭和五十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間(以下この項及び第十五項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及

前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(ガス熱量変更準備金)

第五十六条の三 同 上

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成六年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出(同条第二項の規定による届出を含む。)に係るガスの供給計画(政令で定めるもの)に限る。以下この項において同じ。)に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日(当該着手する日から当該ガスの供給計画に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更の完了する日(以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。))までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。)前五年以内に終了する事業年度のうち政令で定める事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除く。))の日の前日を含む事業年度を除く。)をいう。

3 11 同 上

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物(以下この条において「鉱物」という。)に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2 青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの(以下この条において「国内鉱業者」という。)が、昭和五十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間(以下この項及び第十五項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及

び清算中の各事業年度を除く。)において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人(その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。)から取得した当該鉱山に係る鉱物(当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。)の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る探掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3516 省略

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)

(生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。))が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。)の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

び清算中の各事業年度を除く。)において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人(その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。)から取得した当該鉱山に係る鉱物(当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。)の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る探掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3516 同上

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)

(生活衛生同業組合並びに生活衛生同業組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会)で政令で定めるものが、昭和三十九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に終了する各事業年度(当該法人の設立の日(合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日(以後五年を経過する日を含む)事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。)において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該事業年度終了の日における利益積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。))が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。以下この項において「控除対象留保金額」という。)の百分の三十二に相当する金額(当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度については、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額（利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。以下この項において同じ。）が二千五百万円に満たない場合 控除対象留保金額を次のイからニまでに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイからニまでに定める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 二千五百万円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額（以下この号において「百分の三十二控除対象額」という。）に相当する金額 百分の三十二

ロ 控除対象留保金額から百分の三十二控除対象額を控除した残額のうち七千五百万円に達するまでの金額 百分の二十

ハ 控除対象留保金額から百分の三十二控除対象額を控除した残額のうち七千五百万円を超え一億七千五百万円に達するまでの金額 百分の十四

ニ 控除対象留保金額から百分の三十二控除対象額を控除した残額のうち一億七千五百万円を超える部分の金額 百分の十

二 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が二千五百万円以上で、かつ、一億円に満たない場合 控除対象留保金額を次のイからハまでに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 一億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額（以下この号において「百分の二十控除対象額」という。）に相当する金額に達するまでの金額 百分の二十

ロ 控除対象留保金額から百分の二十控除対象額を控除した残額のうち一億円に達するまでの金額 百分の十四

ハ 控除対象留保金額から百分の二十控除対象額を控除した残額のうち一億円を超える部分の金額 百分の十

三 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が一億円以上で、かつ、二億円に満たない場合 控除対象留保金額を次のイ及びロに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイ及びロに定める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 二億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額（以下この号において「百分の十四控除対象額」という。）に相当する金

256 省 略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百一条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

258 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

額に達するまでの金額 百分の十四

ロ 控除対象留保金額から百分の十四控除対象額を控除した残額 百分の十四
四 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が二億円以上である場合
控除対象留保金額の百分の十に相当する金額

256 同 上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百一条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

258 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一 省略

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（第六号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三・四 省略

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

六 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限り。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

七 省略

八 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前二号、第十号又は第十二号から第十五号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

九 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前三号、次号又は第十二号から第十五号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限り。）を行う個人（都

一 同上

二 都市基盤整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

三・四 同上

五 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限り。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

六 同上

七 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限り。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前二号、第九号又は第十一号から第十四号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

八 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前三号、次号又は第十一号から第十四号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

九 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限り。）を行う個人（都